



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

今年もソメイヨシノは比較的長く楽しめましたが、その後山桜や八重桜、ツツジや藤まで咲いて来ています。このあと寒の戻りが少しあるようですが、早く夏になりそうな様子です。熱中症など体調管理にはくれぐれもお気を付けてお過ごしください。



今回は国からの補助金を申請する際・交付決定後の注意点についての記事と、労災と刑事責任に関する記事です。それ以外は今回は税務会計についての記事です。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。

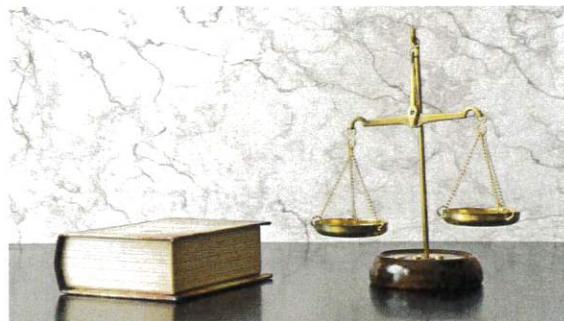
国からの補助金を申請する際・交付決定後の注意点とは？

22.04.13 | オリジナルメルマガ



国（どの省庁の管轄下は様々）・都道府県から、予算措置がつくと様々な補助金や助成金の公募がなあされています。各省庁や都道府県のHPに案内があり、最近では小規模事業者持続化給付金や事業再構築補助金等が出ています。数年前に持続化給付金について不正申請があり刑事事件があたということで記憶に新しいところかと思われます。

このうち、国からの補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規制を受けます。今回はこの法律の規制を中心に補助金のトラブルにならないために注意すべき点の一端を触れていきます。



○補助金交付決定の意味は？国と都道府県で何が異なる？

国からの補助金の交付決定は行政処分と呼ばれるもので、補助金適正化法の規制を受けます。これに対し、都道府県からの補助金は申請者と都道府県との契約であって、公募要領や約款の規制を受けることになります。

実際は公募要領や約款によって目的や事業要件などの規制がかかるので、大きくは異なりません。特に、都道府県で公募要件や事業実態を満たさないのに交付決定を行い補助金を出す⇒その後契約解除や返還請求を求めるなど、内部監査での問題はもちろん住民監査請求や住民訴訟によって返還を求めるよう促される可能性があるためです。

また、公募要領をよく読んで要件（契約の前提）や取得したものの処分制限や報告（しないと契約解除）等は契約の内容となりますから、国からの補助金と同じくよく注意をしておく必要があります。

行政処分と契約の違いについて触れておきます。契約は、お互いが内容や前提を決めてから契約するもので、解除できるのは契約で決めた場合か債務不履行の場合になります。これに対し、行政処分は国が法令の範囲でどうするか裁量を持ったうえで、一方的に補助金の交付をするかどうか・一度交付しても取り消すかの判断をある程度自由に行うことができるというものです。不服申し立てについてもそのルートを含めかなり限定されます。

○補助金のトラブルはどこで起きる？

補助金のトラブルはおこるかは段階があります。申請の段階や交付決定を受けた後の段階、申請を代行した業者とのトラブルが考えられます。申請について要件を満たしていなかった・実際は満たしていないの野に経費水増しやそもそも対象事業や目的を満たしていないのに満たした風にごまかすと、交付決定を受けることができない・受けたとしても取消⇒返還や祭儀罪などでの告発を受ける可能性があります。

申請代行業者とのトラブルは報酬金額の多寡をめぐるトラブル・契約書がなく契約内容が曖昧である・報酬が高いために水増し請求をすることで、先ほど述べた取り消しや返還などの問題が起こる可能性があります。

○補助金適正化法の内容とは？

補助金適正化法は、国から支給される補助金や利子補給補助金等について、不正申請や不正利用の防止などを目的として規定されています。そのすべてをここで触ることはできませんが、補助金の案内（公募要領）の注意書き・重要事項施5つ名にも記載されている重要事項が定められています。

まず、補助金交付決定はいわゆる採択に関する根拠規定です。予算で定める補助金の目的と適合するか・内容が適正か・金額に間違いがないかなどの観点から給付側が相当と認めるときとされており、ポイント付けなどで行政側の裁量が相当程度あります。ただ、他の規制の関係ともかかわる補助金の目的と整合するか・内容が適正かつ真実か・金額が適正かといった取消（返還）や罰則と関わる事項が定められています。

この話と裏腹の関係で、補助金事業の目的外の利用・交付決定の内容やつけられた条件への違反があった場合には、補助金交付決定を行政側が取り消せるとされています。取り消すかどうかは行政の裁量がはたらくところですが、国の予算（税金）から支給をするものですから、その適正利用のため虚偽の申請や目的外利用等問題があるものは裁量の余地なく取り消される可能性が高くなるものと思われます。

取り消し決定を受けると、補助金を受け取っている場合（交付決定後、申請に沿った際ビスや物品の購入などを行いつの報告をもって給付を受けるのが通常。交付決定≠お金が給付となるわけではないことが多いかと思われます）には、年10.95%をつけて受け取ったお金の返還をする必要があります。

同様に、取得した財産を一定期間は運営事務局サイドの承認なく譲渡や担保に出すことなどができないことも決められています。高い手数料を支払うその他の目的のために、水増し請求をする（目的の沿わない支出を行う・一部虚偽の書類を使った請求）は取消以外に刑罰を受ける可能性があります。こうしたことが定められています。

○注意点とは？

先ほど触れました水増し請求や実態のない滋養での請求・書類に事実に反した記載をする（空領収書など）ことになると,返還や刑罰のリスクがあります。また,行政側は不正があるのではないかという疑いがある場合には,申請書類や裏付け資料以外に実地調査（拒否や虚偽的回答には刑罰制裁あり）を行うことができます。したがって,事前の調査がある可能性も無視はできません。

ここでいう刑罰には「虚偽その他不正の方法」による申請や目的外利用・必要な報告を行わない場合に定められています。いずれも先ほど触れたところに出てくるものです。ここで「虚偽その他不正の方法」による申請による刑罰か・詐欺罪（内容虚偽の書類を行政側が真実と誤解し補助金交付決定がされるよう仕組んだ場合）なのかが崔下院まで問題となっていました。これは,刑罰の上限は詐欺罪の方が重い一方で,別の刑罰なので仮に詐欺罪で逮捕⇒刑事裁判まで言った場合に,補助金適正化法違反でした補助金の虚偽新税は処罰できないのであれば,無罪判決になるということでも問題になったものです。こちらは,最高裁の決定（最高齢令和3年6月23日決定）によりどちらの罪で逮捕や起訴しても構わないということになったので,よりデメリットが大きくなつたと言えます。

以上から注意点として,補助金の公募要領にも書かれている①補助金の目的と自社の行おうとする事業がマッチするのか②不正申請はリスクが多いので,水増しを含めて避けるべき③高額の報酬の為に歪められないように,申請を依頼する際には報酬その他をきちんと事前に確認しておく,ことがまず重要です。このほか,求められている報告への対応・取得した財産の処分制限にかかるよう必要な期間や承認への対応をきちんとしておく必要があります。

これらは,きちんとした土業・コンサルタントであればアドバイスできる事柄かと思いますので,こうしたパートナーをきちんと確保していくことは重要です。万一,取消リスクや刑事事件へと至る可能性がある場合には,返還や謝罪意思を示すこと等立件化や身柄拘束を防ぐ（調査に応じる場合には証拠隠滅の可能性はそこまでではない）等見通しとともに応じる部分とそうではない部分をきちんと整理して対応をする必要があります。

労災事故が起きた場合の刑事責任とは？

22.04.13 | オリジナルメルマガ



労災に関する法規制は主に民事責任、刑事責任、行政責任に分かれます。

民事責任はこれまで別の記事でも触れましたように、従業員や死亡事故の場合は遺族に対する損害賠償責任（安全配慮義務違反を中心とした債務不履行責任ないしは使用者責任）となります。これに対して刑事責任は後述する労働安全衛生法違反・業務上過失致死傷罪という刑罰を伴う責任となります。ただ、この刑事責任と民事責任とは、民事で従業員や遺族との示談が成立しているかによって、刑事責任にも影響があるという関係にあります。また、刑事責任を問われるようなことが起これば、入札への参加が出来なくなったり、公表されるという行政上の責任を負うことになるという点で、行政責任とも関係する、といった密接な関係にあります。

今回はこのうち刑事上の責任について取り上げます。



○労災事故で刑事責任が問題となる場合とは？

具体的に刑事責任が問題になるケースとしては、前述のように労働安全衛生法違反ないしは業務上過失致死傷罪にあたるというものです。

労働安全衛生法とは、労働災害防止のための危害防止基準を確立する、責任体制を明確にする、自主的な活動の促進措置を講じるといった、労働災害防止のための総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的にしています。

労働安全衛生法は一般的に規定が抽象的なものが多く、厚生労働省令で具体化されているものの、それでも抽象的なことが多いので、当てはまるかどうかの判断に注意が必要です。

労働安全衛生法違反で割とみられるのは、作業主任者の選任が必要であるのに行っていなかった、従業員の健康障害を防止する、作業行動から生ずる労災を防止するための措置を講じていなかった、労災があったことを報告する義務があったのに報告していなかった、といった場合になります。

他方、刑法での業務上過失致傷罪が問題になる場合は、業務を行うに伴って他の従業員その他に対して怪我や死亡事故を発生させたといったときが主になってきます。

○対応の注意点は？

一般的に刑罰を伴う犯罪が発生した場合に対応する（捜査を行う）のは警察であるのに対して、労働安全衛生法違反にあたる事案が発生したときにはまず労働基準監督官が対応することになるのが特徴です。

労働基準監督官は事業場への立ち入り調査や帳簿書類の提出要求ができるといった行政監督権限を行うことが出来る一方で、関係者への事情聴取や証拠品の押収といった裁判官の令状に基づく強制捜査が出来るという、警察官的な役割も担えるという権限があります。

そのため、関係者に対する事情聴取の場合、刑事事件と同じような対応が必要になってきますのでその点注意が必要になります。呼び出しに応じるとともに、供述調書といって、事件に関わることを含めて事情聴取された内容をまとめた書類が作成されます。その場合何に関する事情聴取か（行政上の監督権限からか、刑事処分を前提にしたものか）不明ながあるので、何を被疑事実といっているのか事前の確認が必要になってきます。

実際に労災事故にあたりそうなケースが発生したときにはけが人がいたり火災が発生しているようなときには、消防署への通報が必要になるとともに、警察署・労働基準監督署長への報告が必要になります。

特に労働基準監督署への連絡については労災隠しとされないようにきちんと対応しておくことが重要になります。

なお、最終的な刑事処分に関する判断は一般的な刑事事件と同様、検察が行います。刑事処分を起訴猶予とするかどうかにはこれまでに似たような犯罪行為に該当するような事情があったかどうか、反省しているかに加え、これまでにも事前に安全体制を整えていたか、これまでの取組や、事故発生後の再発防止策を取ったか、また被害弁償や示談が成立しているかが重視されます。そのため、事故が発生した場合にはこういった点を踏まえて対応を行うことが大切になります。

起訴猶予が困難な場合には略式起訴で罰金になるケースが多いですが、先に触れましたように、行政上の責任に影響して入札できないなどのペナルティが出てきます。こういった労災に関する事故が発生した場合には、このようなリスクも踏まえて、出来るだけ早期に対応していくことがポイントになってきます。

損益の計算における発生主義・現金主義・実現主義の違いとは

22.03.29 | ビジネス 【税務・会計】



企業会計では、一定の会計期間の損益を計算することを『期間損益計算』と呼びます。

3月31日が決算日であれば、前年の4月1日から3月31日までの1年間が会計期間となり、その1年間の会社の収益から費用を差し引くことで期間損益を求めることができます。

このとき、収益と費用を計上するタイミングによって『発生主義』『現金主義』『実現主義』という考え方方が存在します。

企業の会計担当者にとって、会計の基礎となる3つの概念について解説します。

現金主義はわかりやすい一方で弱点もある



一定の会計期間でどれだけ収益があったのか、どのくらい費用がかかったのかを知ることは、会社を運営していくうえで欠かせないことです。

会社には原則として、永続的に営業活動を行っていくという前提があります。

したがって、企業会計ではある一定の会計期間で区切り、その期間の損益を求めることで、その一定の会計期間の実績を表すのです。

会計期間は、決算日までの1年間で区切ることがほとんどですが、四半期（3ヶ月）や半年で区切ることもあります。

この会計期間の損益について、日本の会計基準では、収益を『実現主義』、費用を『発生主義』で計算することを原則としています。

会計基準は、課税所得を計算する際の収益認識の基本にもなるので、会計担当者は実現主義と発生主義、そして『現金主義』とはどういったものかを理解しておく必要があります。

まず、長い会計の歴史の中で、最初に生まれたのは現金主義でした。

現金主義は、その名の通り、現金のやり取りが発生した段階で損益が確定するという考え方です。

たとえば、30万円の商品を仕入れて、50万円で売った場合に、仕入れのタイミングで仕入れ値の30万円を計上し、売ったタイミングで売上金の50万円を計上します。

とてもシンプルでわかりやすい考え方ですが、前払いや後払いの際に、正しく損益計算が行えないのが弱点です。30万円で仕入れた50万円の商品を後払いでのり上げた場合、現金がまだ手元にないため、50万円を計上することができません。

そこで、現金のやり取りに関わらず、取引が発生した段階（収益や費用が発生した段階）で計上を行う発生主義という考え方生まれました。

発生主義は、仕入れ値や経費、売上金が確定した段階で計上するため、前払いや後払いにも対応することができます。

前述の例では、後払いであっても50万円の商品を売った段階で売上金を計上できることになります。

また、発生主義を別の言い方に置き換えると、現金のやり取りに関係なく、『経済的な価値が発生して消費されたタイミング』で計上するやり方だといえます。

たとえば、商品を製造するための機械を50万円で購入した場合、現金主義では購入した段階で経費として50万円を計上します。

しかし、今後何年もその機械が商品を作り出すことを踏まえると、経済的な価値が発生して、消費されたタイミングは毎年訪れることがあります。

そこで、発生主義では『減価償却』という方法で費用の計上を行います。

この減価償却が発生する資産のことを減価償却資産と呼び、一般的には時間の経過によってその価値が減っていく機械設備や器具、備品などが該当します。

減価償却では、これらの減価償却資産の取得に使った費用を、一定の方法によって各年分の必要経費として配分して手続をします。

たとえば、機械の耐用年数が5年であれば、1年ごとに10万円ずつ、5年に渡って減価償却費として計上していくことになります。

発生主義で経理処理をすれば、一見問題なさそうに思えるかもしれません。

ところがすべてに発生主義を適用すると、収益に関しては『未実現の収益を計上してはいけない』という企業会計原則のルールに抵触してしまいます。

つまり売上の立っていない収益（実現されていない収益）は、その会計期間の収益としては認められないということです。

そこで、日本の会計基準では、収益の計上に関して実現主義が採用されています。

実現主義は、収益の計上日は商品の販売やサービスの提供を実現した日となります。

具体的には「販売した日」や「提供した日」です。

たとえば、60万円の商品の発注を受けて、20万円の手付金を受け取ったとします。

このとき、発生主義であれば60万円をそのまま計上しますが、実現主義では手付金の20万円を前受金として計上します。

商品を取引先に受け渡した時点で60万円の売上を計上し、手付金20万円（前受金）との相殺と、残りの40万円は売掛金として仕訳します。

このように、より正確な期間損益計算ができるのが、実現主義の特徴です。

前述した通り、日本の会計基準では、収益は実現主義、費用は発生主義で計上します。

それぞれを計上するタイミングをよく理解して、間違いないように会計処理を行っていきましょう。